5	6	7	8	9	10	11	12
二　高効率複合研削盤（外面研削、内面研削、端面研削又は平面研削のうちいずれか二以上の研削を行う機構を有するもので、高効率モーターにより主軸を駆動させるものに限る。）、ハイブリッド建設機械（原動機として内燃機関及び電動機を搭載した建設機械（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第二条第一項に規定する特定特殊自動車のうち同法第十条第四項の規定により公示されたものに限る。）で掘削を行うもののうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。）	高効率電気式工業炉（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　誘導加熱炉（加熱用コイルを用いて電磁誘導作用により被加熱物を加熱する電気炉のうち、加熱用の電源装置に半導体インバーター式の電源装置（半導体スイッチング素子を用いるもので、スイッチング速度が十マイクロ秒以下のものに限る。）を用いて電力制御を行うもの（定格入力電力に対する定格出力電力の割合が九十パーセント以上のものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する専用の駆動装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。） 二　高周波金属溶解炉（三百ヘルツ以上の高周波電力を用いて金属を溶解する電気炉のうち、溶解用の電源装置に半導体インバーター式の電源装置を用いて電力制御を行うもの（処理量一トン当たりの定格消費電力が五百三十キロワット以下のものに限る。）に限るものとし、これと同時に設置する専用の炉傾動装置、制御装置、自動調整装置又は冷却装置を含む。）	断熱強化型工業炉（新たに炉床から建設するもので炉内の温度が五百度以上になる工業炉のうち炉内の壁（炉の底部を除く。）の面積の合計の八十パーセント以上が断熱物質（かさ比重の加重平均が〇・六〇以下のものに限る。）で構成されているものに限る。）	高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置（燃焼装置から発生する燃焼排ガスの七十五パーセント以上を回収し、蓄熱式熱交換装置により燃焼用の空気を予熱する機構を有するもので、これと同時に設置する専用の送風機、排風機、制御装置又は配管を含む。）	プラグインハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及びリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機を搭載した道路運送車両法（昭和二十六年法律百八十五号）第六十条第一項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第二条第二項に規定する自動車（次項及び11の項において「検査済自動車」という。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構及び外部から供給される電気を当該リチウムイオン蓄電池に充電する機構を有するものに限る。）	エネルギー回生型ハイブリッド自動車（原動機として内燃機関及び電動機又は油圧モーターを搭載した検査済自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に掲げる普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、専ら人の運送の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）のうち、制動時のエネルギーの回生を行う機構を有するものに限る。）	電気自動車（原動機としてリチウムイオン蓄電池によって駆動する電動機（回転子に永久磁石を用いるものに限る。）のみを搭載した検査済自動車のうち半導体インバーター式の制御装置を用いて当該電動機を制御する機構を有するものに限る。）	電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源とする自動車のうち内燃機関を有するもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）に搭載された蓄電池に充電するためのもので、絶縁変圧器、整流器、供給制御装置（電気自動車に搭載された専用計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御する機構を有するものに限る。）及び充電用コネクターから構成されるもののうち、定格出力が十キロワット以上のものに限る。）

別表三　エネルギー使用合理化設備

番号	減価償却資産	13	14
1	高断熱窓設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　高断熱窓装置（建物の開口部に設置される断熱窓装置のうち、日本工業規格A四七一〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二八七以上のものに限る。） 二　高断熱窓ガラス（建物の開口部に設置される複層ガラス又は熱線反射ガラスのうち、日本工業規格R三二〇九、R三一〇七又はA一四二〇に掲げる計算式に基づいて算出される熱貫流抵抗が〇・二九未満のものにあっては、日本工業規格R三二〇九又はR三一〇六に掲げる計算式に基づいて算出される日射熱取得率が〇・六五以下のものとする。）に限る。）	ガス冷房装置（ガスを熱源として臭化リチウム液その他の吸収液を当該冷房装置の循環過程において二回以上再生するもので、当該吸収液の予熱若しくは当該吸収液の流量を自動的に調整する機構を有し、かつ、冷房能力を定格冷房能力の一・一以上と同時に設置するガス消費量で除して算出した値（高位発熱量で算出したものに限る。）が三・四キロワット以上のもの（これと同時に設置する専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ又は配管を含む。）に限る。）	高効率型電動熱源機（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式の熱源機で、出口標準温度が冷熱七度以下又は温熱四十五度以上をいう。）の状態において、冷却能力又は加熱能力が百キロワット以上（給湯設備と同時に設置するものについては、加熱能力が十四キロワット以上）のものうち消費エネルギーに対する生産エネルギーの割合が六・〇以上（水冷式のチリングユニットにあっては五・〇以上とし、空冷式のチリングユニットにあっては四・〇以上とする。）のものに限るものとし、これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含む。）
2	高効率空気調和設備（次の各号のいずれかに該当するものに限る。） 一　吸収式冷温水機（空気調和用の冷温水を供給するもので、臭化リチウム液その他の吸収液を当該冷房装置の循環過程において二回以上再生するもの（熱源により吸収液の加熱を行うものに限る。）のうち、日本工業規格B八六二二に掲げる計算式に基づいて算出される定格冷凍能力を定格加熱源消費熱量及び定格消費電力の和で除して算出した数値（次号において「定格消費熱効率」という。）が一・一以上のものに限るものとし、これと同時に設置する空気調和機の冷水又は温水を搬送するための循環ポンプ（熱源装置又は蓄熱槽と空気調和機とを接続する配管に設置するものに限る。）以下第八号までにおいて同じ。）が定格消費熱効率が五十五パーセント以上のものに限る。）以下第八号までにおいて同じ。）又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ若しくは配管を含む。） 二　吸収式冷凍機（空気調和用の冷水を供給するもので、吸収液を循環過程において二回以上再生するもののうち、定格消費熱電効率が一・二以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用のボイラー、燃焼制御装置、安全装置、計測装置、ポンプ若しくは配管を含む。） 三　空冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷温水を供給する空冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力及び定格暖房能力をそれぞれの定格消費電力で除して算出した数値の平均値が三・〇以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の蓄熱槽、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。） 四　水冷式ヒートポンプチリングユニット（空気調和用の冷水を供給する水冷式のチリングユニット（電動圧縮機を用いるヒートポンプ方式のものに限る。）のうち、定格冷房能力を定格消費電力で除して算出した数値が三・三以上のものに限るものとし、これと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の冷却塔、蓄熱槽、制御装置、ポンプ若しくは配管を含む。）	